滋賀県首長会議の運用について

「滋賀県市町対話システムに関する申合せ」第4条(3)に定める「滋賀県首長会議」(以下、「会議」という。)の運用について、同申合せ第11条に基づき、以下のとおり定める。

- 第1 会議の回数は、年4回とし、毎年、1月、4月、7月および10月の第2火曜日の午後2時から午後5時まで開催することを原則とする。ただし、都合により繰り上げまたは繰り下げることができる。
- 第2 構成員は第1の会議のほかに必要がある場合には臨時の会議の開催を提案できる。 その場合は会議開催を希望する日の1月前までに議題とともに事務局に連絡することと する。
- 第3 会議には知事および市町長の本人が出席することとする。
- 第4 会議には座長を置くこととし、座長は会議毎に構成員の中から、別表のとおり輪番によって県、市長会および町村会から選定する。都合により順番を交代する場合は県、市長会および町村会において調整する。
- 第5 会議の議題・テーマは構成員から提案することとし、多数となる場合は 構成員へのアンケートを実施のうえ、1回の会議につき3件程度に調整する。
- 第6 会議の開催場所は地域のバランスを考慮し選定する。

付 則

- 1 この運用は、平成27年7月2日から施行する。
- 2 滋賀県自治創造会議の運用については、これを廃止する。

付 則

この運用は、令和元年7月 日から施行する。

(別表)

(別衣)			
第1回会議	町村会		
第2回会議	市長会		
第3回会議	市長会		
第4回会議	町村会		
第5回会議	市長会		
第6回会議	市長会		
第7回会議	町村会		
第8回会議	市長会		
第9回会議	中止		
第 10 回会議	市長会		
第 11 回会議	町村会		
第 12 回会議	市長会		
第 13 回会議	市長会		
第 14 回会議	町村会		
第 15 回会議	市長会		
第 16 回会議	市長会		
第 17 回会議	町村会		
第 18 回会議	市長会		
第 19 回会議	市長会		
第 20 回会議	市長会		
第 21 回会議	滋賀県		
第 11 回会議 第 12 回会議 第 13 回会議 第 14 回会議 第 16 回会議 第 16 回会議 第 17 回会議 第 19 回会議 第 20 回会議	町村会 市長会 市長会 町村会 市長会 市長会 市長会 市長会 市長会		

[※]第22回会議以降、順繰り。

滋賀県首長会議の運用について新旧対照表

改正案

行

滋賀県首長会議の運用について

滋賀県首長会議の運用について

「滋賀県市町対話システムに関する申合せ」第4条(3)に定める「滋賀県 首長会議」(以下、「会議」という。)の運用について、同申合せ第11条に基づ | 首長会議」(以下、「会議」という。)の運用について、同申合せ第11条に基づ き、以下のとおり定める。

2 火曜日の午後 2 時から午後 5 時まで開催することを原則とする。ただし、 都合により繰り上げまたは繰り下げることができる。

第2から第6 (略)

(別表)

第1回会議	町村会	
第2回会議	市長会	
第3回会議	市長会	
第4回会議	町村会	
第5回会議	市長会	
第6回会議	市長会	
第7回会議	町村会	
第8回会議	市長会	
第9回会議	<u>中止</u>	
第 10 回会議	市長会	
第 11 回会議	<u>町村会</u>	
第 12 回会議	5 12 回会議 市長会	
第13回会議	市長会	

「滋賀県市町対話システムに関する申合せ」第4条(3)に定める「滋賀県 き、以下のとおり定める。

第1 会議の回数は、年4回とし、毎年、1月、4月、7月および10月の第十第1 会議の回数は、年4回とし、毎年、2月、4月、8月および11月の第 2火曜日の午後2時から午後5時まで開催することを原則とする。ただし、 都合により繰り上げまたは繰り下げることができる。

第2から第6 (略)

(別表)

第1回会議	町村会	
第2回会議	市長会	
第3回会議	市長会	
第4回会議	町村会	
第5回会議	市長会	
第6回会議	市長会	
第7回会議	町村会	
第8回会議	市長会	
第9回会議	市長会	
第10回会議	町村会	
第11回会議	市長会	
第12回会議	市長会	
第13回会議	町村会	

第 14 回会議	町村会	
第 15 回会議	市長会	
第16回会議	<u>市長会</u>	
第17回会議	町村会	
第 18 回会議	市長会	
第19回会議	市長会	
第20回会議	市長会	
第 21 回会議	滋賀県	

不免 44 四云哦处阵、顺脉:	※第	&、順繰り。	回会議以降、
-----------------	----	--------	--------

第14回会議	市長会	
第15回会議	市長会	
第16回会議	町村会	
第17回会議	市長会	
第 18 回会議	市長会	
第19回会議	市長会	
第 20 回会議	滋賀県	

※第21回会議以降、順繰り。